

基本計画策定業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次の通り公告します。

平成 23 年 11 月 4 日

京都市長 門川 大作

本市の学校建物は、建築後 30 年以上が経過した建物が多く、改修による長寿命化を図る必要があります。建物の改築により経年化状態を更新することも可能ですが、ライフサイクルCO<sub>2</sub>の抑制の観点からの改修も有効な方法です。さらには、建物の改修により、二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化を防止することが重要となっています。とりわけ、東日本大震災の影響により、省エネルギー化や温室効果ガス削減等の節電対策が単なる目標ではなく、現実に取り組むべき課題となってきました。

また、学校は、従来から災害時の避難所としての機能を備えてきましたが、東日本大震災における被害の重大さや避難の長期化により、学校施設における災害への備えについても関心が高まっているとともに、学校が地域における住民活動・交流の拠点となることから、誰でもが利用できる学校施設となるよう、ユニバーサルデザインに近づけていくことも必要となっています。

そこで、「環境に配慮した学校施設の長寿命化事業」の基本計画策定にあたり、豊かな創造性、高い技術力及び業務への熱意を備えた設計者を選定するため、以下のとおり公募型プロポーザルを実施します。

## 1 業務の概要

### (1) 委託業務名

環境に配慮した学校施設の長寿命化事業（第2グループ）に係る基本計画策定業務

### (2) 履行場所

ア 第三錦林小学校 京都市左京区鹿ヶ谷宮ノ前町6番地

イ 山階小学校 京都市山科区西野大手先町21番地

ウ 中京中学校 京都市中京区西ノ京北聖町51番地

### (3) 委託業務の概要

環境に配慮した学校施設の長寿命化事業に係る基本計画策定業務

(ただし、対象施設の老朽度を踏まえた改修計画とすること。)

(4) 改修工事の予定年度及び予算

平成 25 年度 1 校あたり平均 393,000 千円以内を予定

※ ただし京都市会の平成 25 年度予算審議により変更する場合があります。

(5) 委託期間

契約締結日から平成 24 年 3 月 30 日 (金) まで

(6) 本委託業務の上限契約額

17,300 千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(7) 支払条件

前金払, 部分払は行わない。業務完了後, 受託者からの請求に基づき支払うものとする。

2 応募者の資格に関する事項

応募者は, 次に掲げる全ての条件を満たしていることとする。

(1) 公募資格確認申請書の提出期限から応募資格確認までの間において, 京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札停止を受けていないこと。

(2) 一級建築士事務所としての登録を有していること。

(3) 以下のア又はイの資格取得後 5 年以上の実務経験を有する管理技術者を配置し得ること。

ア 技術士法施行規則第 2 条に規定する技術部門のうち「建設部門」の選択科目において, 「都市及び地方計画」に係る技術士の資格

イ 一級建築士資格

(4) 計画策定担当主任技術者として一級建築士を配置し得ること。

(5) 共同企業体による参加の場合は, その構成員全てが(1)から(4)までの用件を全て満たすこと。

(6) (1)から(5)までの用件を満たす参加者は, 本業務に関する専門分野についての協力者 (下請者, アドバイザー等) を加えることができる。ただし, 主たる分担業務 (業務統括, 建築計画) を再委託してはならない。

(7) 平成 18 年 4 月 1 日以降, 国又は地方公共団体が発注した学校校舎の新築, 改築又は改修の設計業務を受注した実績があること。

(8) 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に関係すると認められる者でないこと。

ア 本プロポーザルに参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき。

イ 本プロポーザルに参加しようとする者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき。

ウ 本プロポーザルに参加しようとする個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団員を利用する等しているとき。

エ 本プロポーザルに参加しようとする個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(9) 京都市競争入札参加者資格者名簿に登録されていない者については、次に掲げる資格を有すること。また資格を有することを証明する書類を提出すること。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、2 年を経過しない者及びその者を代理人又は使用人として使用するものでないこと。

ウ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税の未納がないこと。

エ 地方税の未納がないこと。

オ 2(8)に該当するものであること。

### 3 受託候補者の選定方法等

受託候補者は、「環境に配慮した学校施設の長寿命化事業に係る基本計画策定業務受託候補者審査委員会審査委員会（以下審査委員会という。）」の審査に基づき、本公募型プロポーザルにより選定する。

#### (1) 選定期間

応募者へのヒアリングを行い、平成23年12月中旬に選定予定である。

(2) 評価項目

技術提案書の評価項目は、下記のとおりとする。

- ア 事務所の規模、技術者の資格の有無等（技術者数、有資格者数等）
- イ 予定技術者（管理技術者、設計担当主任技術者）の実績
- ウ 提案事項等（取組方針・姿勢、体制、価格、提案内容）

(3) 選定結果の通知

選定結果は、郵送により通知する。

#### 4 応募資格の確認

- (1) 本件プロポーザルに応募しようとする者は、次の書類を提出し、応募資格の確認を受けなければならない。なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は応募資格がないと認められた者は本件プロポーザルに参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しない。提出された書類は、本市において本業務以外には使用しない。

ア 応募資格確認申請書（以下「申請書」という。）（様式1）

イ 添付書類

(ア) 一級建築士事務所登録を証する書類（写し）

(イ) 技術者配置予定調書（様式2）

配置予定技術者が有する資格については、それを証明し得る資格証等の写しを添付すること。管理技術者、計画策定担当主任技術者の少なくともどちらか1名は、一級建築士資格を有すること

(ウ) 実績調書（様式3）

2(7)に示す履行実績を記載し、それを証明し得る資料（契約書、TECRIS 業務カルテ等）の写しを添付すること

(2) 申請書様式等の交付の場所及び期間

ア 書面による交付

(ア) 交付場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市教育委員会事務局総務部教育環境整備室（環境整備担当）

電話 075-222-3791 FAX 075-256-3947

(イ) 期間

公募の日から平成23年11月11日(金)午後5時までとする。ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ インターネットからのダウンロード

教育環境整備室のホームページに4(2)ア(イ)の期間終了日まで、公募のお知らせ及び申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4版の帳票として印刷し、使用すること。

ホームページアドレス

[http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/soshiki/29-1-5-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/soshiki/29-1-5-0-0_1.html)

(3) 申請書等の提出方法

ア 提出物

(ア) 応募資格確認申請書(様式1)

(イ) 技術者配置予定調書(様式2)

(ウ) 実績調書(様式3)

(エ) 見学会申込書(様式4)

(オ) 申立書(様式5)

(京都市競争入札参加者資格者名簿に登録されていない者に限る。)

イ 提出場所

4(2)ア(ア)に同じ。

ウ 提出方法

持参、FAXのいずれかによること(FAXの場合は、必ず着信の確認を行い、ただちに原本を郵送すること。)

エ 提出期間

公募の日から平成23年11月11日(金)午後5時までとする。ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に限る。

(4) 応募資格の確認結果通知等

本件応募資格の確認結果は、以下のとおり通知する。

ア 通知予定期日

平成23年11月16日(水)

## イ 通知方法

郵送にて通知する。なお、応募有資格者には、電話による通知も行う。

## ウ 応募資格を有しないと認められた者に対する書面による理由説明

- (ア) 本件応募資格確認において応募資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成 23 年 11 月 22 日(火)午後 5 時までに(ただし、市役所閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)), 書面を 4(2)ア(ア)の場所まで持参し、提出すること。
- (イ) 前項の書面は、京都市長宛てに A4 判で作成し、説明を求める者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)、連絡先、担当者名、応募業務名、理由を求める旨を記載しなければならない。
- (ウ) 書面による説明を求められた場合には、質問の收受日から起算して 10 日以内(ただし、市役所閉庁日は除く。)に、説明を求めたものに対し、質問に対する回答を書面にて行う。

## 5 応募資格確認の取消し

本件応募有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、4(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 受託候補者選定の日時までの間に、京都市競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第 2 条第 1 項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 受託候補者選定の日時までの間に、2 に規定する応募に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 技術提案書を提出期限までに提出しないとき。
- (4) 応募資格の確認後、受託候補者選定の日までの期間に、要綱第 29 条第 1 項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (5) その他、特に受託候補者として不相当であると認めたとき。

## 6 技術提案書の提出

応募有資格者へ応募有資格確認通知を送付するとともに、「技術提案書作成に関する説明書」をホームページに掲載するので、本件プロポーザルに応募する場合は、「技術提案書作成に関する説明書」及び「仕様書」に基づき作成した技術提案書を提出するこ

と。

(1) 提出場所

4(2)ア(ア)と同じ。

(2) 提出期限

ア 技術提案書第1号様式から第3号様式

平成23年11月28日(月)午後5時までとする。ただし、市役所閉庁日を除く午後9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 技術提案書第4号様式及び第5号様式

平成23年12月9日(金)午後5時までとする。ただし、市役所閉庁日を除く午後9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出方法

持参とする。

(4) 提出部数

正本1部、副本8部(いずれもA4判ファイルに綴じ、副本には会社名を記入しないこと。)

(5) 技術提案書の欠格要件

審査委員会は、提出された技術提案書が次の各号に掲げる事項に該当すると認めた場合は、当該技術提案書を無効とすることができる。

ア 技術提案書に虚偽の記載があると認められる場合

イ 技術提案書に記載された、管理技術者又は計画策定担当主任技術者(以下「担当者」という。)が、契約締結後に担当者として当該業務に従事できない場合。ただし、やむを得ない事情があるものとして審査委員会において認められた場合はこの限りではない。

ウ 技術提案書に記載された見積金額が、予定価格を超えた場合

エ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 7 ヒアリングの実施

提出された技術提案書の内容に関する確認や補足説明を受けることを目的として審査委員会がヒアリングを実施する。ただし、技術提案書第1号、第2号及び第3号をもとに第1次審査を実施し、事前にヒアリングの対象者を選定する。

ヒアリングは、平成 23 年 12 月中旬を予定しており、詳細は別途通知するものとする。  
また、当日は、管理技術者及び計画策定担当主任技術者の 2 名が出席するものとする。

## 8 質疑

応募有資格者は、技術提案書作成にあたり、FAX又は電子メールで指定の様式により審査委員会に問い合わせることができる。質疑の締め切りは平成 23 年 11 月 18 日(金)午後 5 時までとする。審査委員会は、11 月 22 日(火)までに書面等により応募有資格者全員に対して回答する。

## 9 現地見学会

技術提案書の提出にあたり、下記のとおり現地見学会を設定するので、現地見学を希望する者は、現地見学会申込書(様式第 4 号)を応募資格確認申請書等とともに提出すること。

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 第三錦林小学校 | 平成 23 年 11 月 30 日(水) 15 時 30 分～16 時 30 分 |
| (2) 山階小学校   | 平成 23 年 11 月 29 日(火) 15 時 30 分～16 時 30 分 |
| (3) 中京中学校   | 平成 23 年 12 月 1 日(木) 13 時 30 分～14 時 30 分  |

## 10 選定結果の通知

受託候補者選定後速やかに選定結果を書面等により技術提案書提出者全員に通知する。

## 11 問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地  
京都市教育委員会事務局総務部教育環境整備室(環境整備担当)  
電話 075-222-3791 FAX 075-256-3947

## 12 その他

- (1) 技術提案書に記載された管理技術者及び計画策定担当主任技術者は、その変更に関し合理的な理由があり、同等の業務が実施できることを条件に本市が承諾する場合を除き、変更することはできない。

- (2) 技術提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 技術提案書を提出し、受託候補者に選定された者については、後日、基本計画策定業務委託仕様書に従い、本市行財政局財務部契約課が作成する業務委託契約書により業務委託契約を締結する。なお、当該業務委託仕様書は、契約段階において若干の修正を行う場合もある。
- (4) 契約後において技術提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- (5) 本件設計業務受託者は、本設計による工事に係る入札に参加できないものとする。
- (6) 応募資格確認申請書提出後、辞退する場合は書面により届け出ること。

(京都市教育委員会事務局総務部教育環境整備室)